

令和 6 年度

財政援助団体等監査結果報告書

八 戸 市 監 査 委 員

(令和 7. 2)

八戸市長
熊 谷 雄 一 様

八戸市議会議長
小 屋 敷 孝 様

八戸市監査委員 佐々木 勝 弘

八戸市監査委員 倉 成 美納里

八戸市監査委員 壬 生 八十博

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 6 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

1	監査の対象	7	
2	監査の主な着眼点	7	
3	監査の主な実施内容	8	
4	監査の実施場所及び日程	8	
5	監査の結果	8	
	財政援助団体監査	9	
	補助金	八戸市文化協会文化振興事業補助金	9
	財政援助団体	八戸市文化協会	
	所管課	文化創造推進課	
	負担金	八戸 I T テレマーケティング未来創造協議会負担金	11
	財政援助団体	八戸 I T テレマーケティング未来創造協議会	
	所管課	産業労政課	
	出資団体監査	13	
	出資団体	公益財団法人 八戸地域高度技術振興センター	13
	所管課	商工課	

1 監査の対象

(1) 対象となる補助金、負担金及び出資団体

ア 財政援助団体監査

補助金・負担金	財政援助団体	所管課
八戸市文化協会文化振興事業補助金	八戸市文化協会	文化創造推進課
八戸ITテレマーケティング未来創造協議会負担金	八戸ITテレマーケティング未来創造協議会	産業労政課

イ 出資団体監査

団体名	所管課
公益財団法人 八戸地域高度技術振興センター	商工課

(2) 監査の範囲

令和5年度において執行された補助金、負担金及び出資金（出捐金）に係る出納その他の事務（現金取扱事務及び有価物等管理事務については、令和6年度執行分を含む。）

2 監査の主な着眼点

(1) 財政援助団体監査

ア 財政援助団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。

イ 所管課関係

- ① 補助金、負担金の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- ③ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ④ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。

(2) 出資団体監査

ア 出資団体関係

- ① 定款並びに経理規程等の諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

- ② 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ③ 決算諸表等は、法令等に準拠して作成されているか。
- ④ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 資金の運用は適切か。また、経費削減は図られているか。
- ⑥ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

イ 所管課関係

- ① 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- ② 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ③ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ④ 増資、減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

3 監査の主な実施内容

財政援助団体等監査は、八戸市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象団体及び所管課ごとに監査項目を定めて、諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 対象団体及び所管課の職員から当該補助金、負担金及び出資金（出捐金）に係る出納その他の事務の執行状況等について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 八戸市庁ほか
- (2) 日程 令和6年11月25日から令和7年1月14日まで

5 監査の結果

監査の結果、各財政援助団体における補助金及び負担金に係る出納その他の事務は適正に執行されており、また、所管課における補助金及び負担金に係る事務についても適正に執行されていると認められた。

次に、出資団体に係る出納その他の事務は適正に執行されており、また、所管課における出資団体に係る事務及び出資団体に対する指導監督も適切に行われていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の軽易な過誤等については、各所属長又は関係職員に対し、文書又は口頭で指導したので記述を省略した。

財政援助団体監査

補助金 八戸市文化協会文化振興事業補助金
財政援助団体 八戸市文化協会
所管課 文化創造推進課

1 補助金の概要

本件は、当市における文化・芸術活動の振興を図るため、行政と各種文化団体との間の連絡調整及び情報交換の推進等の文化振興事業に要する経費を助成するものである。

2 八戸市文化協会の概要

(1) 設立及び目的

この団体は、当市の各種文化団体の融和と振興を図るためのセンターとなり、地方文化の発展に資することを目的に、昭和33年10月に設立された。

(2) 組織

役員及び事務局は、次のとおりである。

役員

会長	1名
副会長	2名
専務理事	1名
監事	2名

事務局

(専務理事)	1名)
事務局長	1名
事務局次長	2名

(3) 事業内容

令和5年度は、次の事業を実施している。

- ア 理事会、役員会及び定時総会の開催
- イ 各種文化祭開催に係る事務

(4) 決算状況

令和5年度における決算は、次のとおりである。

収入決算額	18,011,619円	(うち令和5年度八戸市補助金2,629,000円)
支出決算額	17,626,492円	
収支差額	385,127円	

3 監査項目

(1) 対象団体

- | | |
|------------|-------------|
| ア 有価物等管理事務 | 通帳 |
| イ 収入事務 | 収入事務等に関する書類 |
| ウ 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |

(2) 所管課

- | | |
|------|--------------|
| 支出事務 | 補助金の支出に関する書類 |
|------|--------------|

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

負担金 八戸 I T テレマーケティング未来創造協議会負担金
財政援助団体 八戸 I T テレマーケティング未来創造協議会
所管課 産業労政課

1 負担金の概要

本件は、当市の I T ・テレマーケティング関連産業の振興及び企業立地の促進を支援する活動を行う当協議会に対する負担金である。

2 八戸 I T ・テレマーケティング未来創造協議会の概要

(1) 設立及び目的

この団体は、八戸市内 I T ・情報サービス、テレマーケティング関連事業者の持続的な発展と八戸市民並びに青森県民の認知度向上を図り、さらなる八戸地域の雇用創出・拡大と地域の活性化に寄与することを目的として、平成 26 年 2 月に設立された。

(2) 組織

役員及び事務局は、次のとおりである。

役員

会長	1 名
副会長	2 名
監事	1 名
幹事長	3 名
副幹事長	1 名

事務局（株式会社フォーラム）

（上記幹事長のうち 1 名）

事務局員	2 名
------	-----

(3) 事業内容

- ア 認知度向上事業
- イ 教育事業
- ウ 子供を守るインターネットセーフティ事業
- エ 働きやすさ向上事業
- オ アンケート調査事業
- カ その他

(4) 決算状況

令和 5 年度における決算は、次のとおりである。

収入決算額	10,269,876 円	（うち令和 5 年度八戸市負担金 3,000,000 円）
支出決算額	5,184,874 円	
収支差額	5,085,002 円	

3 監査項目

(1) 対象団体

- | | |
|------------|-------------|
| ア 有価物等管理事務 | 通帳 |
| イ 収入事務 | 収入事務等に関する書類 |
| ウ 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |

(2) 所管課

- | | |
|------|--------------|
| 支出事務 | 負担金の支出に関する書類 |
|------|--------------|

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。

出資団体監査

出資団体 公益財団法人 八戸地域高度技術振興センター
所管課 商工課

1 概要

(1) 設立及び目的

この法人は、高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、八戸地域高度技術産業都市の形成を図り、もって県内産業の発展と活力ある地域社会の建設に寄与することを目的として、昭和60年11月に設立された。

また、当該目的を達成するため、次の事業を実施している。

- ア 技術人材養成講座やセミナーの開催及び開催支援による人材育成支援事業
- イ 地域の産学官の連携・交流を促進するための連携支援事業
- ウ 技術人材研修及び研究開発に要する経費の一部を助成する研究開発支援事業
- エ 企業へ産業情報を提供するための情報誌の発行及び各種事業内容をPRするための講演、セミナー等の情報発信
- オ (株)八戸インテリジェントプラザの所有する建物に付随する、管理・運営事業業務の一部受託業務
- カ 高度技術利用研究会の運営
- キ 監査、理事会、評議員会、八戸地域9市町担当課長会議の運営
- ク その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 組織

役員及び事務局は、次のとおりである。

役員

理事長	1名
副理事長	1名
専務理事兼事務局長	1名
理事	12名（理事長、副理事長及び専務理事を含む）
監事	2名
評議員	3名

事務局

(専務理事兼事務局長	1名)
次長	1名
主幹	1名
主事	2名

2 事業の実施状況

(1) 人材育成支援事業

- ア 技術人材育成講座の開催

- イ 人材教育用教材の貸出業務
- ウ 高度技術の習得・人材の育成に関する講習会、セミナー、研修会等の開催

(2) 連携支援事業

- ア 企業視察会（見学会）の開催
- イ 産業情報収集活動、マッチング・コーディネート活動
- ウ 青森県 I M（インキュベーション・マネージャー）活動
- エ ゼロエミッション関連活動

(3) 研究開発支援事業

- ア 技術人材研修助成事業
- イ 研究開発資金助成事業

(4) 情報提供事業

- ア 情報誌「てくのろじい・AKROS」の発行
- イ メールや郵送による講演会・セミナー・各種補助金等の情報発信

(5) 建物管理受託業務

- ア 株式会社八戸インテリジェントプラザ所有の建物に付随する運營業務の一部を受託し、完了。

(6) その他の事業

- ア 高度技術利用研究会の運営事業
- イ 会員への各種サポート
 - ・会員企業が実施するプロジェクト実施支援
 - ・会員企業が実施する販路開拓支援
 - ・会員企業が参加するセミナー・講習会受講料支援
- ウ 高度技術利用研究会パンフレットの増刷
- エ 会報誌の発行
- オ その他活動

3 出捐金額等

- (1) 出 捐 金 額 85,243,503 円
- (2) 当市の出捐比率 59.76%

4 監査項目

(1) 対象団体

- ア 有価物等管理事務 通帳
- イ 収入事務 寄附金等に関する書類
- ウ 支出事務 支出事務等に関する書類

(2) 所管課

ア 支出事務 出資金（出捐金）に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務処理等は適正に執行されていると認められた。